



組織内弁護士(任期付短時間勤務職員)の募集について

本市では、法制執務に係る職員からの相談体制の強化や、職員の法務能力向上、コンプライアンス意識向上のための人材育成を図るため、組織内弁護士を任用しているところですが、令和6年3月31日に任期が満了するため、別添のとおり新たな組織内弁護士の募集を行います。

当該募集については、ホームページに掲載するほか、日本弁護士連合会及び広島弁護士会を通じて全国の弁護士へ周知します。

1 採用の方法等

(1) 任用形態、資格等

- 採用人数：1名
- 任用形態：任期付短時間勤務職員（週2日勤務又は週3日勤務）
- 任期：令和8年3月31日まで（採用日から最大5年まで延長可能）
- 勤務時間：週15時間30分（週2日勤務）又は週22時間45分（週3日勤務）
- 資格：弁護士の資格を有し、弁護士名簿に登録されている者
 弁護士としての実務経験を3年以上有する者
 年齢が50歳までの者

(2) 選考方法

- 第1次選考：提出書類（履歴書等）による書類選考を行います。
- 第2次選考：個別面接を行います。

2 スケジュール

令和5年11月10日～	募集開始
	月末ごとに募集を締め切り（応募者がいない場合は再募集）
応募月の翌月中旬	第1次選考試験（書類選考）
〃 翌月下旬	第2次選考試験（個別面接）
〃 翌月末	採用者内定（内定者がいない場合は再募集）



令和5年度 呉市職員採用選考 選考案内

< 弁護士（任期付短時間勤務職員） >

◆ 申込受付期間 令和5年11月10日（金）から随時（各月の月末毎に締め切り）

※1 月末の締め切り時に応募者があった場合、選考のため募集を一時停止します。

※2 合格者が採用予定者数に達した場合は、募集を停止します。

1 採用職種、採用予定者数及び職務内容

職 種	採用予定者数	職 務 内 容
弁護士 (任期付短時間勤務職員)	1名	市長事務部局等において、職員に対する指導、法務相談及び人材育成、行政不服申立てへの対応、コンプライアンスの施策立案、条例、規則の制定、改廃に伴う法務指導及び訴訟対応に関する業務に従事します。

※「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第5条第1項及び「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」第4条第1項の規定に基づく採用となります。

2 受験資格

職 種	年齢・資格等（学歴は問いません。）
弁護士 (任期付短時間勤務職員)	昭和48年4月2日以降に生まれた者（令和6年4月1日の年齢で50歳までの者）で、次のいずれにも該当する者 (1) 弁護士の資格を有し、弁護士名簿に登録されている者 (2) 弁護士としての実務経験を3年以上（令和6年4月1日現在）有する者

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者は、応募できません。なお、日本国籍を有していなくても、永住者又は特別永住者であれば受験は可能です。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 呉市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考の日時・内容、場所及び結果発表

区 分	選考内容	日 時	場 所	結果発表等
第1次選考	書類選考	応募があった月の翌月上旬		応募があった月の翌月中旬頃
第2次選考	個別面接	日程調整の上、随時実施	呉市中央4丁目1番6号 呉市役所会議室等	第1次選考からおおむね2週間以内

※ 選考の結果は、受験者全員に通知します。

※ 選考の日時等は予定を記載していますが、選考の手続の際に改めて通知します。

4 申込手続等

申込方法	<p>◆原則として、インターネットにより申し込んでください。 (やむを得ない事情によりインターネット申込みができない方は、呉市総務部人事課：(0823)25-3292までお問い合わせください。)</p> <p>◆詳しい申し込み方法は、呉市総務部人事課ホームページ (https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/71/) にアクセスし確認してください。</p> <p>◆申し込みにあたっては、メールアドレスの登録が必要になります。次のメールアドレスからの返信が受信できるよう事前に設定してください。 (1) norepley@kintoneapp.com (2) zinzi@city.kure.lg.jp</p>	
必要書類	<p>インターネット申し込み時に、次の①及び②のデータを添付してください。</p> <p>① 職務経歴書 ・様式は上記ホームページに掲載しています。 ・インターネットによる申し込み時に、作成したExcelデータを添付してください。</p> <p>② 弁護士登録証明書の写し ・画像データを添付してください。 ・原本は内定後に改めて提出をお願いします。</p>	このQRコードからHPへアクセスできます。

5 採用と給与

- (1) 合格者は、令和6年4月1日以降で採用予定ですが、採用日については相談に応じます。
- (2) 勤務時間は、週15時間30分（週2日勤務）又は週22時間45分（週3日勤務）を基本とします。
具体的な勤務時間については相談に応じます。
- (3) 呉市職員の給与に関する条例に基づき、一般職給料表の4級101号給の月額給料（395,000円）から勤務時間に応じて算出した給与のほか、諸手当等（初任給調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当を除きます）を支給します。

【参考】給与額の例

	初年度		次年度以降	
	週2日勤務	週3日勤務	週2日勤務	週3日勤務
月額給料	158,000	237,000	158,000	237,000
期末勤勉手当(4.40月)※	510,624	765,936	785,576	1,178,364
年収	2,406,624	3,609,936	2,681,576	4,022,364

※初年度、6月の期末勤勉手当は支給予定額に0.3を乗じた金額となります。

6 受動喫煙防止措置

原則として、敷地内を禁煙としています。

7 任期付職員の任用期間について

任用期間は原則として令和8年3月31日までですが、必要に応じて採用日から5年以内の範囲で任期を更新する場合があります。

8 試験成績の通知

選考で不合格となった方で希望される方に対して、試験成績をお知らせします。
選考時に配布する「成績照会書」により請求してください。

9 その他

- (1) 募集期間や選考の日時等が変更になる場合があります。変更に際しては呉市ホームページでお知らせしますので、確認してください。
- (2) 受験に当たって、口利き行為などがあつた場合は、受験をご遠慮いただくこととなりますので、ご承知おきください。

<選考会場>



【JR】JR呉線 呉駅から北へ徒歩15分

【バス】呉駅から広島電鉄バス辰川線31番系統「呉市役所前」で下車

【自動車】

- ◆ 広島方面から…
 - ・クリアライン側から「裁判所前」交差点を直進
 - ・国道31号線「昭和橋西詰」交差点を左折
- ◆ 広方面から…
 - ・国道185号線「休山新道」を直進して「休山トンネル西口」を左折
 - ・「すこやかセンターくれ前」交差点を右折

※駐車場は有料です。

くれし
呉氏です。



全力で可愛がってクレ!

申込・問い合わせ先

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 呉市役所4階
呉市総務部人事課 人事研修グループ
TEL (0823) 25-3292 〈直通〉
FAX (0823) 21-8849
〈呉市ホームページ〉
<http://www.city.kure.lg.jp/>